

仕様書

1 業務名

令和7年度玉野市ワーケーション事業発信業務

2 業務の目的

コロナ禍以降、テレワークの普及など働き方が大きく変化する中、令和4年度、5年度に実施したお試しワーケーションツアーをもとに、令和6年度にはモデルツアーを作成し、ポータルサイトを立ち上げるとともに、ワーケーション支援奨励金交付要綱を策定した。

令和7年度は、これまでに整備した仕組みを活用し、ワーケーションの本格的な誘致に向けた情報発信を強化する。特に、瀬戸内国際芸術祭など、地域への注目が高まる機会を捉え、玉野市の魅力を発信することで交流人口の増加を促し、新たな産業の誘致に繋げる。

3 委託期間

令和7年8月上旬から令和8年3月31日まで

※令和8年3月31日までに、市から受託者へ委託料の支払いが完了できるスケジュールとする。（概ね令和8年3月10日までに業務報告及び請求書を提出。）

4 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。なお、プロポーザルでの提案内容を基に本市と協議を行い、内容を決定すること。

(1) 都市圏企業への情報発信

ア 令和6年度までに作成したコンテンツを活用し、都市圏に立地する企業に向けて、玉野市でのワーケーションに関する情報を発信すること。

(2) ワーケーションプラン実施の促進

ア モデルツアー等の情報を旅行会社等に提供し、企業研修や個人向けのワーケーションプラン実施を促進すること。

イ ワーケーション支援奨励金交付要綱に規定するワーケーションプランの策定に資する情報を提供し、同奨励金の活用を促進すること。

ウ 旅行事業者へのニーズ調査を行うこと。

(3) メディアへの発信

ア 都市圏のメディアに向けて、玉野市でのワーケーションに関する情報を発信し、記事掲載や番組制作を通じた広報を行うこと。

イ 瀬戸内国際芸術祭をはじめとする、瀬戸内のイベントのタイミングを考慮し、効果的な発信を行うこと。

(4) 関係機関への協力依頼

東京・大阪の岡山県事務所、とっとりおかやま新橋館等の関係機関へ協力を依頼し、事業を推進すること。

5 業務報告

事業完了後、以下の成果物を市が指定する場所に納品する。

- (1) 業務報告書（A 4 版）2 部
- (2) 電子データ 1 式

6 成果物の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の成果物は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

7 報告書を含む関係書類の保管

本業務は地方創生交付金の充当事業につき、国の行う会計検査に対応するよう、関係書類は事業実施年度の翌年度を含む 5 年間保管し、必要に応じて市へ提出するものとする。

8 留意事項

- (1) 本契約の履行にあたっては、玉野市条例、規則、その他関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から 1 年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (5) 本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的に利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。